

# 第75回 税理士試験

## 〔酒税法〕

### 解答速報

第 7 5 回 税 理 士 試 験 酒 税 法

Z-75-G [第一問] 解 答

問 1

(1) 酒税法における「酒類」及び「アルコール分」の定義 (3点)

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料(薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの(アルコール分が90度以上のアルコールのうち、酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料としてその免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。))又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。)をいう。

アルコール分とは、温度15度の時において原容量100分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

(2) 酒税法第43条第10項及び第11項において規定されている、「みなし製造」が適用されない場合 (3点)

① 消費の直前に混和する場合

みなし製造の規定は、酒場、料理店その他酒類をもっぱら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において消費者の求めに応じ、又は酒類の消費者が自ら消費するため、消費の直前において酒類と他の物品(酒類を含む。)との混和をする場合については、適用しない。

② 自家用梅酒等を製造する場合

みなし製造の規定は、酒類の消費者が自ら消費するため酒類と他の物品(酒類を除く。)との混和をする場合(①の規定に該当する場合を除く。)において、次のそれぞれに掲げる事項に該当して行われるときについては、適用しない。

イ その混和前の酒類は、アルコール分が20度以上のもの(酒類の製造場から移出されたことにより酒税が納付された、もしくは納付されるべき又は保税地域から引き取られたことにより酒税が納付された、もしくは納付されるべきもしくは徴収された、もしくは徴収されるべきものに限る。)であること。

ロ 酒類と混和をする物品は、糖類、梅、その他次に掲げる物品以外の物品であること。

(イ) 米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえもしくはでん粉又はこれらのこうじ

(ロ) ぶどう(やまぶどうを含む。)

(ハ) アミノ酸もしくはその塩類、ビタミン類、核酸分解物もしくはその塩類、有機酸もしくはその塩類、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす

ハ 混和後新たにアルコール分が1度以上の発酵がないものであること。

(3) 酒税法第53条《納税地》(3点)

酒税の納税地は、製造場から移出した酒類に係るものについては、その製造場の所在地とし、保税地域から引き取られる酒類に係るものについては、その保税地域とする。

(4) 租税特別措置法第87条第1項《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の規定の適用を受ける場合に、月例申告書又は都度申告書に記載すべき事項のほか、記載しなければならないとされる事項 (3点)

《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の規定の適用を受ける場合に、申告書に記載しなければならない事項とは、当年度酒税累計額である。

当年度酒税累計額とは、承認酒類製造者がその年度の初日から所定の時点までに製造場から移出する酒類に係る酒税法に規定する税率により計算した金額の累計額をいう。

(5) 酒類の製造に当たり、製造免許を要しない場合及びその趣旨 (3点)

① 製造免許を要しない場合

酒類製造者が、その製造免許を受けた製造場においてその酒類の原料とするため製造する酒類については、製造免許を要しない。

② 趣旨

酒類に課されている酒税は高率であり、その税額は我が国の租税収入の中でも重要な地位を占めていることから、酒類の製造に何らの制限を設けず全く自由にしておくと、経営の基礎の薄弱な者が製造者になったり、また、製造者が乱立して生産過剰となり、値引乱売等による過当競争が行われるなどして、その結果、酒税の確保が困難となるおそれが生じてくる。そこで、酒税の確保を図るために、不適格者を排除し、また、製造者の乱立を来さないようにする必要があることから、酒類の製造については、免許制度が採られているが、①の場合においては、原料用酒類として本来の目的に使用されるものとして必要なものであり、独自の酒類として流通することを想定していないため、製造免許を要しないこととしている。

問2 酒税法第30項第1項《戻入控除》及び第3項《再移出控除及び原料使用控除》について、その取扱い及び趣旨 (15点)

1 戻入控除

酒類製造者がその製造場から移出した酒類をその製造場に戻し入れた場合には、その者がその戻入れの日の属する月（その戻入れの日とその移出の日が同一の月に属する場合には、その月の翌月）以後に提出期限の到来する納税申告書（期限内申告に限る。）に記載した酒税額の合計額からその酒類につきその移出により納付された、又は納付されるべき酒税額に相当する金額を控除する。

2 再移出控除及び原料使用控除

酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合（戻入れ控除の規定により控除を受けるべき場合を除く。）において、その酒類をその移入した製造場から更に移出したとき、又はその酒類を税務署長に申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したときは、その者がその移出の日又はその使用の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する納税申告書（期限内申告に限る。）に記載された酒税額の合計額からその酒類につき当該他の製造場からの移出により納付された、もしくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、もしくは納付されるべきもしくは徴収された、もしくは徴収されるべき酒税額に相当する金額を控除する。

3 趣旨

製造場から移出され、酒税が課された酒類を品質が低下した等の理由で移出した製造場へ戻し入れた場合には、最初から移出がなかった状態に戻るようになるため、当初課された酒税額を控除することにより、課税原因を消滅させることにしている。また、課税済の酒類が製造場に移入され、その製造場から再び移出された場合又は酒類の原料として使用された場合には、再度酒税が課されることになるため、当初課された酒税額を控除することにより、重複課税を調整している。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

Z-75-G [第二問] 解答

品目及びその判定理由

商品A (判定理由と併せて③)

品目	ウイスキー
----	-------

(判定理由)

発芽させた穀類及び水を糖化、発酵させたアルコール含有物を蒸留したものは、留出時のアルコール分が95度未満であるため、ウイスキーに該当する。

当該ウイスキーにスピリッツを加えたものは、原酒割合が10%以上であるため、ウイスキーに該当する。

$$\text{原酒割合} = \frac{1500 \times 50 \text{度}}{1500 \times 50 \text{度} + 5000 \times 50 \text{度}} (23.0\%)$$

商品B (判定理由と併せて④)

品目	スピリッツ
----	-------

(判定理由)

連続式蒸留機による蒸留酒は、アルコール分が36度以上45度以下であるため、スピリッツ(連続式蒸留スピリッツ)に該当する。

当該連続式蒸留スピリッツに着色料及び水を加えたものは、連続式蒸留焼酎に該当しない。エキス分が2度未満の混成酒であるため、スピリッツに該当する。

商品C (判定理由と併せて④)

品目	発泡酒
----	-----

(判定理由)

前段の酒類は、麦芽、ホップ及び水を主原料として発酵させたもので、アルコール分が20度未満であり、麦芽の重量(100kg)がホップ及び水以外の原料の重量の50%(100kg+50kg×50%=75kg)以上であるため、ビールに該当する。

後段の酒類は、連続式蒸留機による蒸留酒で、アルコール分が36度以上45度以下であるため、スピリッツ(連続式蒸留スピリッツ)に該当する。

ビールにスピリッツを加えたものは、ビールに該当しない。ホップを原料の一部とした酒類で発泡性を有しており、アルコール分が20度未満であるため、発泡酒に該当する。

商品D (判定理由と併せて④)

品目	リキュール
----	-------

(判定理由)

米、米こうじ及び水を主原料として発酵させてこしたものは、アルコール分が22度未満であり、副原料の重量(10kg)が米の重量の50%((200kg+95kg)×50%=147.5kg)を超えていないため、清酒に該当する。

当該清酒に清酒かす、ぶどう糖及び水を加えてこしたものは、ぶどう糖を加えているため、清酒に該当しない。エキス分が2度以上の混成酒であるため、リキュールに該当する。

商品E (判定理由と併せて4)

品目	雑酒
----	----

(判定理由)

果実、ぶどう糖及び水を原料として発酵させたものは、アルコール分が15度未満で、ぶどう糖を使用しており、ぶどう糖の重量(10kg×1=10kg)が果実に含有される糖類の重量(32kg)を超えていないため、果実酒に該当する。

当該果実酒にブランデー及びぶどう糖を加えて発酵させたものは、果実酒及び甘味果実酒に該当しない。エキス分が2度以上の醸造酒であるが、アルコール以外の酒類を使用しているため、その他の醸造酒にも該当しない。雑酒に該当する。

商品F (判定理由と併せて3)

品目	その他の醸造酒
----	---------

(判定理由)

麦を原料の一部として発酵させたものは、麦を原料の一部とした酒類であるが、発泡性を有していないため、発泡酒に該当しない。エキス分が2度以上の醸造酒でアルコール分が20度未満であるため、その他の醸造酒に該当する。

商品G (判定理由と併せて4)

品目	清酒
----	----

(判定理由)

米、米こうじ及び水を主原料として発酵させてこしたものは、アルコール分が22度未満であり、副原料の重量(5kg+400×50度÷0.95×0.8157=22.172kg)が米の重量の50%((160kg+95kg)×50%=127.5kg)を超えていないため、清酒に該当する。

当該清酒に炭酸ガスを加えると同時に水あめを加えたものは、次の要件をすべて満たしているため、清酒に該当する。

- (1) 発泡性を有している。
- (2) 水あめ及び混和前の副原料の重量(5kg+22.172kg=27.172kg)が米の重量の50%(127.5kg)を超えていない。
- (3) アルコール分が10度の時においてエキス分が8度に達していない。

商品H (判定理由と併せて4)

品目	発泡酒
----	-----

(判定理由)

麦芽、ホップ及び水を主原料として発酵させたものは、アルコール分が20度未満であり、麦芽の重量(310kg)がホップ及び水以外の原料の重量の50%((310kg+100kg+100kg+90kg)×50%=300kg)以上であるため、ビールに該当する。

当該ビールにそばを加えて発酵させたものは、そばの重量(16kg)が麦芽の重量の5%(310kg×5%=15.5kg)を超えているため、ビールに該当しない。麦芽及び麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有しており、アルコール分が20度未満であるため、発泡酒に該当する。

(编者注) 本問の酒類の原料として水の記述が見られなかったが、ビールの製造に当たり水は欠かせないため、水を使用したものとして判定理由を作成している。

① 適用税率

品 目	商品名	計 算 過 程	税 率 (円/ℓ)
ウイスキー	A	200,000円+10,000円×(50度-20度)=500,000円	500,000
スピリッツ	B		370,000
発泡酒	C	旧酒税法上のその他の発泡性酒類に該当しない。 ビールを使用している。	181,000
リキュール	D		120,000
雑 酒	E	みりん類似以外	200,000
その他の醸造酒	F		100,000
清 酒	G		100,000
発泡酒	H	(1) アルコール分5.5度<10度 (2) 麦芽比率 $\frac{310\text{kg}}{310\text{kg}+100\text{kg}+30\text{kg}+100\text{kg}+90\text{kg}+16\text{kg}} (47.9\%) \quad \boxed{1}$ 25% ≤ 47.9% < 50%	155,000
その他の醸造酒	I		100,000
発泡酒	J	その他の醸造酒に炭酸水を加えたものは、麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有しており、アルコール分が20度未満であるため、発泡酒に該当する。 $\boxed{1}$ (1) アルコール分3度<10度 (2) 麦芽を使用していない。	134,250

② 課税標準数量

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量 (ml)
ウイスキー	A	$0.720 \times 1,100 \text{ケース} \times 6 \text{本} + 0.720 \times 200 \text{本} = 4.896 \text{kℓ}$	4,896,000
スピリッツ	B	$0.350 \times 1,400 \text{ケース} \times 24 \text{本} = 11.76 \text{kℓ}$ (注) 外国人旅行者に対する酒類の販売は、移出に該当するため、課税される。 <u>1</u>	11,760,000
発泡酒	C	$0.350 \times 2,000 \text{ケース} \times 24 \text{本} = 16.8 \text{kℓ}$	16,800,000
リキュール	D	$0.180 \times 5,500 \text{ケース} \times 24 \text{本} = 23.76 \text{kℓ}$	23,760,000
雑 酒	E	$0.350 \times 4,000 \text{ケース} \times 6 \text{本} = 8.4 \text{kℓ}$ (注) 製造場内のタンクの破損による酒類の減失は、移出に該当しないため、課税されない。 <u>1</u>	8,400,000
その他の醸造酒	F・I	$0.350 \times 1,300 \text{ケース} \times 24 \text{本} + 0.10 = 10.9201 \text{kℓ}$ (注) 所轄税務署長の承認を受けたもろみの試飲は、移出とみなされて課税される。また、もろみは、その他の醸造酒とみなされる。 <u>1</u>	10,920,100
清 酒	G	$0.720 \times 600 \text{ケース} \times 6 \text{本} + 0.720 \times 60 \text{本} = 2.6352 \text{kℓ}$	2,635,200
発泡酒	H	$0.20 \times 3,000 \text{ケース} \times 6 \text{本} + 0.20 \times 20 \text{本} = 3.604 \text{kℓ}$	3,604,000
発泡酒	J	$0.350 \times 53 \text{本} = 0.01855 \text{kℓ}$	18,550

③ 課税標準数量に対する本則税額

課税標準数量に対する 本則税額の合計額	16,287,840 円
------------------------	--------------

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する本則税額 (円)
ウイスキー	A	$500,000円 \times 4.896k\ell = 2,448,000円$	3 2,448,000
スピリッツ	B	$370,000円 \times 11.76k\ell = 4,351,200円$	3 4,351,200
発泡酒	C	$181,000円 \times 16.8k\ell = 3,040,800円$	3 3,040,800
リキュール	D	$120,000円 \times 23.76k\ell = 2,851,200円$	3 2,851,200
雑 酒	E	$200,000円 \times 8.4k\ell = 1,680,000円$	3 1,680,000
その他の醸造酒	F・I	$100,000円 \times 10.9201k\ell = 1,092,010円$	3 1,092,010
清 酒	G	$100,000円 \times 2.6352k\ell = 263,520円$	3 263,520
発泡酒	H	$155,000円 \times 3.604k\ell = 558,620円$	3 558,620
発泡酒	J	$134,250円 \times 0.01855k\ell = 2,490円$	3 2,490

④ 課税標準数量に対する酒税額

課税標準数量に対する 酒税額の合計額	15,066,252 円
-----------------------	--------------

品 目	商品名	計 算 過 程	課税標準数量に 対する酒税額 (円)
		税率の特例 (1) 前年度課税移出数量 $100\text{k}\ell + 260\text{k}\ell + 300\text{k}\ell + 210\text{k}\ell + 90\text{k}\ell + 40\text{k}\ell + 140\text{k}\ell + 110\text{k}\ell$ $= 1,250\text{k}\ell \leq 3,000\text{k}\ell \quad \therefore \text{適用あり} \quad \boxed{1}$ 400kℓ超1,000kℓ以下の品目あり (2) 当年度酒税累計額 ① 4月～7月分 55,000,000円 ② 8月分 16,287,840円 ③ ①+②=71,287,840円 $\leq 100,000,000$ 円 $\therefore$ 当月分すべて特例適用 (3) 区分及び割合 ① $50,000,000\text{円} < (2)\text{①} \leq 80,000,000\text{円}$ ② $50,000,000\text{円} < (2)\text{③} \leq 80,000,000\text{円}$ $\therefore$ 当月分すべて7.5% (4) 軽減後酒税額 $16,287,840\text{円} \times 92.5/100 = 15,066,252\text{円}$	$\boxed{1}$ 15,066,252

⑤ 控除を受けようとする酒税額

控除を受けよう とする酒税額の合計額	10,799 円
-----------------------	----------

品 目	商品名	計 算 過 程	控除を受けよう とする酒税額 (円)
ウイスキー	A	戻入控除 (1) 税 率 500,000円 (2) 戻入数量 $0.72\ell \times (5\text{本} + 15\text{本}) = 0.0144\text{k}\ell$ (3) 控除税額 ① 本則税額 $500,000\text{円} \times 0.0144\text{k}\ell = 7,200\text{円}$ ② 控除前の区分及び割合 $50,000,000\text{円} < 71,287,840\text{円} \leq 80,000,000\text{円}$ $\therefore 50,000,000\text{円}$ を超える分7.5% ③ 控除税額 $7,200\text{円} \leq 71,287,840\text{円} - 50,000,000\text{円} = 21,287,840\text{円}$ $7,200\text{円} \times 92.5/100 = 6,660\text{円}$	2 6,660
清 酒	G	戻入控除 (1) 税 率 100,000円 (2) 戻入数量 $0.72\ell \times 60\text{本} = 0.0432\text{k}\ell$ (3) 控除税額 ① 本則税額 $100,000\text{円} \times 0.0432\text{k}\ell = 4,320\text{円}$ ② 控除前の区分及び割合 $50,000,000\text{円} < 71,287,840\text{円} - 7,200\text{円} \leq 80,000,000\text{円}$ $\therefore 50,000,000\text{円}$ を超える分7.5% ③ 控除税額 $4,320\text{円} \leq 71,287,840\text{円} - 7,200\text{円} - 50,000,000\text{円}$ $= 21,280,640\text{円}$ $4,320\text{円} \times 92.5/100 = 3,996\text{円}$	2 3,996

発泡酒	H	戻入控除	2	143
		(1) 税率 $155,000$ 円 (2) 戻入数量 $0.20 \times 5 \text{本} = 0.001\text{k}\ell$ (3) 控除税額 ① 本則税額 $155,000 \text{円} \times 0.001\text{k}\ell = 155$ 円 ② 控除前の区分及び割合 $50,000,000 \text{円} < 71,287,840 \text{円} - 7,200 \text{円} - 4,320 \text{円}$ $\leq 80,000,000 \text{円}$ $\therefore 50,000,000 \text{円}$ を超える分7.5% ③ 控除税額 $155 \text{円} \leq 71,287,840 \text{円} - 7,200 \text{円} - 4,320 \text{円} - 50,000,000 \text{円}$ $= 21,276,320 \text{円}$ $155 \text{円} \times 92.5/100 = 143$ 円		

⑥ 納付すべき酒税額

計 算 過 程	納付すべき酒税額 円
$15,066,252 \text{円} - 10,799 \text{円} = 15,055,453 \text{円} \rightarrow 15,055,400 \text{円}$ (100円未満切捨)	15,055,400

(注) 1、2、3、4は配点基準を表す。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

### ●合否のポイント

理論については、ここ数年続いている形式を踏襲した出題がなされた。問1は、(1)～(5)の小問が5つ出題され、酒税法に関する幅広い知識が問われた。これらのうち、(1)の設問では「酒類」及び「アルコール分」それぞれの定義が問われたが、とくに「酒類」の定義について、これを正確に解答できた受験生は少なかったと思われる。また、(4)の設問では、《承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例》の規定を受ける場合に、月例申告書等に記載すべき事項以外の記載事項という、かなり実務に寄った出題がなされた。この設問も、正確に解答できた受験生は少なかったと思われる。逆にそれら以外の設問については、十分に解答可能であったため、これらを中心に解答し、得点できたかがポイントとなる。

また、問2は、税額控除について出題されたが、問題文においては条文番号で示されていたことから、戸惑った受験生が多かったと思われる。結果的に戻入控除、再移出控除及び原料使用控除について、その趣旨とともに、答案用紙に正確な記述ができたかどうかで得点に差が生じるとと思われる。

計算についても、これまでの出題を踏襲した、酒類の判定と税額計算が一体となった1題形式での出題であった。酒類の判定に関しては、一部判断に迷う箇所も見受けられたが、それ以外は比較的解答しやすい問題であった。また、税額計算は、税率の特例の出題であったが、答練等で練習を重ねていたとおりの出題形式であった。酒類の判定で確実に得点を重ね、税額計算でどれだけケアレスミスを防ぎ、冷静に解答出来たかどうかのポイントになると思われる。

### ●合格ライン

#### 〔第一問〕

25点以上が合格確実ライン、20点がボーダーラインになるとと思われる。

#### 〔第二問〕

63点が合格確実ライン、57点がボーダーラインになるとと思われる。

予想配点による採点で88点が合格確実ライン、77点がボーダーラインになるとと思われる。

### ●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
77 点以上	—	次の科目に進みましょう。
70 点～76 点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「基礎マスター＋上級コース」で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
69 点以下	—	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。



# 夏の税理士オンライン特別セミナー

## ～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

### 要予約

※各セミナー  
先着400名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

#### セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

#### こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

### ●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/16 (土) 10:00～11:00	8/19 (火) 19:30～20:30	8/22 (金) 19:30～20:30
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/18 (月) 19:30～20:30	8/24 (日) 10:00～11:00	8/21 (木) 19:30～20:30
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	秋山 和人 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

## ～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

### TAC 税理士講座

ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

#### セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

#### こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

#### セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師  
固定資産税

松葉 貴

配信予定: 8/8(金)～



## どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を斬る！

### 要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

#### セミナー内容

- 2025年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

#### こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

#### セミナー担当

TAC プロフェッションバンク  
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/14(木) 19:30～20:30



# 本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の  
「受験プランニング」



■令和7年度(第75回)税理士試験  
「解答解説会動画」



※要申込※



8/11(月祝)  
12:00より  
公開予定

\\ さらに //

## 令和7年度(第75回)税理士試験 受験番号をご報告いただいた方に 下記の特典をプレゼント!

■令和7年度(第75回)税理士試験  
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

■令和7年度(第75回)税理士試験  
「本試験分析会動画」

(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

■合格者の攻略法を知る!  
「科目別合格体験記」

合格を勝ち取った方々の科目別の学習法や攻略法を公開します。  
今後の科目選択や学習にお役立てください。



受験番号の  
報告はこちら



8/15(金)  
より  
公開予定

さらに

受験番号報告をいただいた方の中から

抽選で**500名**に「**選べるe-GIFT 5,000円分**」をプレゼント

※報告特典対象者への「選べるe-GIFT」のご案内は、受験番号報告時に入力いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします(2025年10月下旬送信予定)。